

規 則

埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立近代美術館管理規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を削る。

第二十三条中「第二十二条」を「前条」に改め、同条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。